

## さどわらブランドロゴマーク使用取扱要綱

佐土原町商工会特産品開発委員会

制 定 平成 30 年 6 月 28 日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、さどわらブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、佐土原町民の佐土原町への愛着や誇りを高めるとともに、佐土原町のイメージを町の内外に発信するために使用する。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐土原町商工会会員事業所（以下「会員事業所」）が使用することができる。

- (1) 佐土原町の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を佐土原町が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると当委員会が認めるとき。

(使用手続)

第4条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して当委員会に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、当委員会は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、所定の書式により佐土原町商工会事務局に使用目的、使用形態、製作数、使用期間及び連絡先を 3 日前までに申し出ることによってロゴマークの使用ができる。

- (1) 佐土原町商工会がその業務の目的において使用する場合
- (2) 佐土原町商工会が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) その他申し出ることを必要としないと当委員会が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第 5 条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについてさどわらブランドロゴマーク使用取扱要綱を遵守するものとする。ただし、当委員会が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の取消)

第 6 条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第 5 条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、当委員会は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、当委員会は、その責めを負わない。

(所管)

第 7 条 当要綱に関する事務は、佐土原町商工会事務局が所管する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、当委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 28 日より施行する。